

第 12 号

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定
について

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定することとする。

令和2年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例
(熊本県工場等設置奨励条例の一部改正)

第1条 熊本県工場等設置奨励条例(昭和39年熊本県条例第6号)の一部を次のように
改正する。

第3条第1項第4号中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に
関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進に
よる地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」
に改める。

(熊本県税特別措置条例の一部改正)

第2条 熊本県税特別措置条例(昭和39年熊本県条例第5号)の一部を次のように改正
する。

第1条中「第24条」を「第25条」に改める。

第4条の13第1項中「第24条」を「第25条」に、「地域経済牽引事業の促進に
よる地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」
を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条
の地方公共団体等を定める省令」に改める。

第5条中「第25条」を「第26条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法
律第40号)の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。